

嘉麻市教育大綱

～嘉麻市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱～

嘉 麻 市

1 はじめに

（１）教育大綱策定の背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針「国の第 4 期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

（２）教育大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、嘉麻市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、嘉麻市の教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について定めた「嘉麻市教育振興基本計画」と連動するものです。

（３）教育大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、嘉麻市教育振興基本計画の計画期間である 2024 年度（令和 6 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 3 年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

（４）教育大綱に基づく施策の実施

この大綱に掲げる基本目標の達成に向け、主要施策の推進及び具体的な事業を実施していきます。また、その実施にあたっては、嘉麻市の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。



嘉麻市マスコットキャラクター

「かまししちゃん」

2 基本目標

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

※嘉麻市教育基本条例第2条第2項より

3 主要施策

- (1) 少人数指導等による学力向上
- (2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実
- (3) 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- (4) 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
- (5) 体力及び運動能力向上の推進
- (6) 人権尊重精神を育成する教育の推進
- (7) 市民文化の創造

※嘉麻市教育基本条例第5条第2項より

4 施策の展開

(1) 少人数指導等による学力向上

① 確かな学力向上のための取組の推進

第1次教育アクションプランから継続して嘉麻市独自の教育施策を取り組み、全国学力・学習状況調査、標準学力調査及び標準学力分析調査を全国平均に達成するために、確かな学力向上に向けた個に応じたきめ細かな指導及び学習環境の整備を進めていきます。また、地域連携による補習学習事業も推進していきます。

(2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実

① 子どものニーズに応じる教育の充実

特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。また、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の早期による特別支援教育を推進するとともに、小・中・義務教育・高等学校間（小学校から高等学校までの各学校間）の情報共有を密に行い、切れ目のない支援を行います。

② 社会の変化に対応する教育の充実

国際感覚を身に付けさせるため、英語コミュニケーション能力・資質の育成を行い、国際的な共通語としての英語教育の充実を図ります。また、児童生徒が将来持続可能な社会を形成する一員として活躍できるよう、情報活用能力や豊かな創造性を身に付け、情報社会に主体的に対応できる人材の育成及び最適な教育ＩＣＴ環境の整備を図ります。

③ 信頼される教員の確保と研修の充実

教員を取り巻く環境は、近年多様化しており、対応すべき教育課題も変化しているため、教職員を対象とした研修事業の充実を図ります。

④ 安心して学べる学校づくりの推進

通学時における交通事故や不審者事案が増加するなど、児童生徒を取り巻く環境にも変化が出てきており、児童生徒が安心して学校に通えるよう、学校防犯体制等を推進します。また、通学路の安全確保のため、各機関と情報共有を行い、安全対策に努めます。

⑤ 学校施設整備の推進

令和５年４月に３校の義務教育学校が開校となりましたが、まだ市内の小中学校では日常的な老朽箇所への対応、児童生徒の安全・安心の確保など、多くの問題を抱えています。今後は、児童生徒の安全・安心の確保はもとより、多様化する教育活動への対応、地域コミュニティの核となる施設として、各中学校区を基本校区として、計画的に施設整備を行います。

⑥ 地域に開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民等の人的及び物的資源を活用することで、地域とともにある学校づくりを推進することを図ります。また、生涯スポーツの推進に寄与するため、学校教育に支障のない限りにおいて、学校施設の開放を行います。

⑦ 小中一貫教育への取組

令和５年４月から施設一体型義務教育学校が３校開校したことに合わせて、小中一貫教育を本格実施する必要があります。教職員の連携を密に行い、９年間を見通した教育課程の編成及び実施し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。

⑧ 教育の機会均等の促進

経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者に教育費の一部負担及び高等学校及び大学等への就学するための奨学金貸付を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

① 道徳性と自立心を養う心の教育の充実

嘉麻市の教育課題の一つである「規範意識の醸成」には、道徳教育の充実が不可欠であることから、家庭や地域社会との連携を推進しながら、豊かな自然・社会体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ります。

② 健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実

学校保健安全法に基づく、児童生徒及び教職員の健康診断の実施や各学校において学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し、適切に実施するよう指導助言を行います。

また、児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食を提供すること、また、給食を通し、児童生徒が自分自身の健康のための食事について考えさせる「食育」を推進します。

③ 家庭・地域・学校における読書活動推進

テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や児童生徒の生活環境の変化などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されているなか、学校における読書活動は、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、市立図書館との連携を深め児童生徒の学習や読書意欲を深め、組織的、継続的な読書活動の推進に努めます。

④ いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実

いじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動は、依然として教育上の大きな問題であり、児童、生徒、保護者、教員等の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう関係機関との連携を図ります。

⑤ 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実

子どもたちの総合的な健全育成と学力の向上を推進するため、学校と地域が連携・協働する体制の構築を目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、学校や公民館等の社会施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティ（地域づくり）の形成を推進します。

⑥ 男女共同参画教育の推進

男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が大変重要な役割を果たします。「嘉麻市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、より多くの人に趣旨や必要性について広く周知し、男女共同参画実現のための意識改革と啓発を推進します。

(4) 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進

① 学習機会の提供及び学習成果の活用促進

市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図ります。その活動拠点である社会教育団体や公民館活動など、団体の活動に応じ適切な指導助言等を行うことで活性化を促進し、社会教育施設や公民館などの維持管理を適切に行います。

② 図書館の利用促進

図書館は、市民にとって必要な資料や情報を収集・整理・保管・提供し、多くの人が気軽に本とふれあう身近な施設です。市民の「知の拠点施設」となり、だれもが利用しやすいよう環境整備を総合的に行い、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(5) 体力及び運動能力向上の推進

① 生涯スポーツ支援

すべての市民を対象に、誰もが幸福で豊かな生活を営むことができるよう、脳科学、認知科学などに基づいたコーディネーショントレーニングを導入し、体力・運動能力の発達だけでなく、知的能力の発達、情緒的な安定や創造性豊かな人格の形成等を図ります。

② スポーツ環境の整備

身近に運動、スポーツを行うことができる場所や機会を提供するために、既存の施設の改修、改善等を行うとともに、施設の効率的な運営方法の検討や情報発信を推進します。また、誰もがいつまでも、気軽に参加できるようなスポーツ環境づくりを進め、多様な市民ニーズに応じたスポーツ活動の場を提供します。

(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進

① 学校教育における人権・同和教育の推進及び支援

福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本指針に基づき、学校教育活動全体を通して、児童生徒が共生の心を身につけるとともに、自分らしさを十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるように指導していきます。

② 社会教育における人権・同和教育の推進及び支援

福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づいて、国・県及び近隣市町村や関係機関・団体等との連携を図りながら、偏見や差別のない、人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に向けて、取

組を推進します。

(7) 市民文化の創造

① 美術に関する創造的活動の推進

幅広く優れた芸術作品鑑賞の機会を提供し、郷土にゆかりのある作家の美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進します。また、快適な環境の中で、安心して芸術作品鑑賞及び創作活動を行うために、施設の維持管理並びに収蔵作品等の適切な保存管理と活用を図ります。

② 文化財の保護・継承・活用

文化財保護法等に基づき、市内に存在する多様な指定文化財をはじめ、市にとって重要な歴史・文化遺産の保存や活用を図るための事業を推進します。